



MOU連絡会 【保稅研修】

令和7年2月26日

門司稅關

監視部保稅地域監督官

本日の内容

- 1 2024年非違件数及び態様
- 2 非違事例



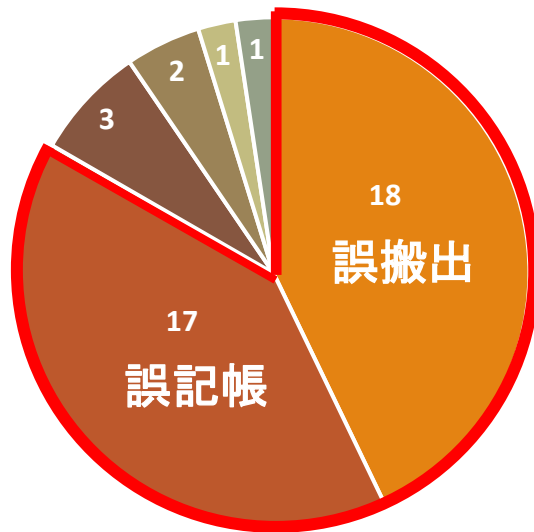


2024年 非違件数及び態様

	2024年	2023年	前年比
全国	42件	47件	89.3%
門司	5件	8件	62.5%

2024年 非違件数及び態様

非違件数



・ 35件 記帳義務違反

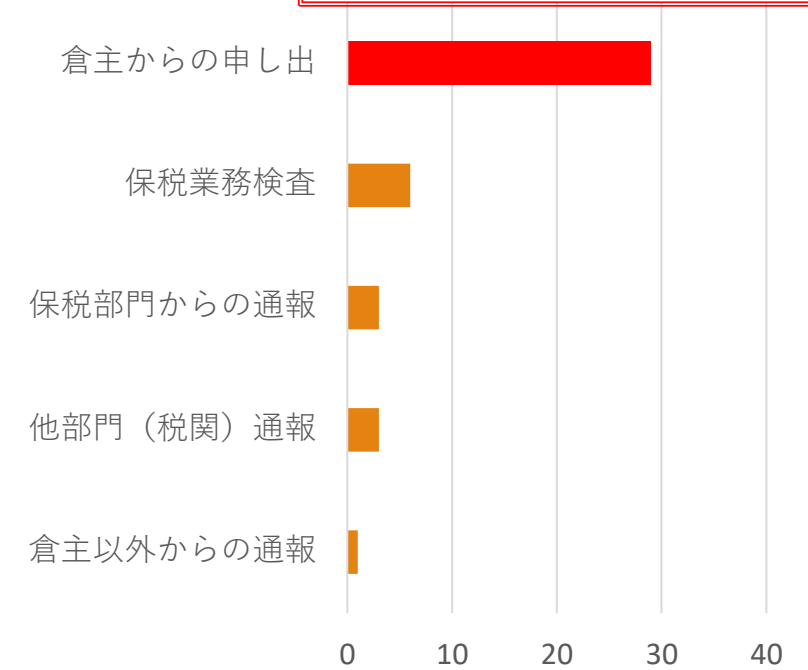
- ・ 3件 IS承認等 (延長) 忘れ (在庫管理不足)
- ・ 2件 工事届 (未提出)
- ・ 1件 見本持出の未許可
- ・ 1件 その他



担当者の「思い込み」「確認・連絡ミス」による誤記帳、誤搬出

発見の端緒

倉主からの申し出が29件



非違事例(記帳義務)

👉 関税法第34条の2

保税地域(保税工場及び保税展示場を除く。)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※保税工場・保税展示場の記帳義務については、別途規定(法第61条の3及び法第62条の7)

記帳項目(関令第29条の2) ※ 第1項は指定保税地域・保税蔵置場、第2項は総合保税地域

- ① 搬入された貨物の記号、番号、品名、数量、搬入年月日及び積載船舶名等
- ② 取扱いを行った貨物の記号、番号、品名、数量、行為の種類及び年月日等
- ③ 蔵入承認年月日及び承認書の番号
- ④ 輸入許可を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日及び許可番号
- ⑤ 輸入許可前引取承認を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、承認年月日及び承認番号
- ⑥ 見本の一時持出許可を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、許可期間、持出先、持出年月日
- ⑦ 搬出された貨物の記号、番号、品名、数量、搬出年月日及び積載船舶名等



非違事例(保税蔵置場の処分)

※補足

- ☞ 非違とは…法令の規定に違反する行為
- ☞ 保税工場の処分…関税法第61条の4(規定の準用)
- ☞ 指定保税地域の処分…第41条の2(搬入停止)

☞ 関税法第48条第1項

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

第1号 被許可者、役員及びその他の従業者等が

保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき (1号処分)

第2号 被許可者が

許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき (2号処分)

非違事例(指定保税地域に係る注意事項)

- ◆ 指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者が管理している

CY、市営上屋等の指定保税地域の全てが対象

となりますので注意願います！！



**最悪、物流が
ストップする！**

非違事例(誤記帳・記帳漏れ)

事例1)

☞ 輸出許可済貨物をコンテナに積み込み、同日に搬出作業を終了したとして搬出記帳を行ったが、荷受人より到着数量が契約と違うとの連絡を受けたため保税地域を調査したところ、対象貨物が蔵置されたままになっていることを確認した。

事例2)

☞ 輸入許可後の出庫確認時に1PSショートしていることが判明したため状況確認を行った結果、当初の搬入時点でショートしていたにも関わらず、合数として搬入を行っており、保税台帳上の個数に誤りがあった。

事例3)

☞ 見本持出の持出日について、保税台帳に記帳していなかった。



- 在庫確認をどのように行っているか。関係資料(実在庫)と保税台帳があっているか。
- 搬出入時に、関係書類と貨物の個数等を確実に確認しているか。
- 見本の持出し日(搬出日)は記帳項目の一つ。NACCSの場合は、MHO業務に漏れがないか。

非違事例(誤搬出)

事例1)

☞ A国向け輸出貨物のコンテナ詰め作業において、B国向け輸出貨物の一部を誤ってコンテナに混入させ搬出した。

事例2)

☞ 通関業者が輸入申告控えにより搬出依頼を行ったところ、蔵置場担当者が輸入申告控えを輸入許可書と誤って対査確認を行い貨物を搬出した。

事例3)

☞ 現場作業員が本来すべき対査確認を怠り、同じ輸入者の輸入許可済貨物と勘違いし、未許可輸入貨物を誤搬出した。

A small illustration of a yellow Pikachu character holding a wooden sign that says "Point!".

Point!

- 関係書類と貨物を確実に対査確認を行っているか。
- 各担当者が業務手順どおりに業務を行っているか。

非違事例(未許可・未承認・未届出)

事例1)

☞ 見本持出申請がされていない事に気付かず、当該許可書の確認をすることなく外国貨物を搬出した。

事例2)

☞ マニュアル台帳で管理している蔵入承認貨物1件について、蔵置期間の延長申請を失念し、蔵入承認の日から2年を経過して蔵置していた。

事例3)

☞ 老朽化したタンク1基が保税蔵置場であることを見落とし、貨物収容能力増減等の届を税関に事前提出することなく、タンクの撤去・更新作業を開始した。



Point!

- 保税地域から外国貨物を搬出する際、許可書類等との対査確認を行っているか。
- 蔵入承認貨物など蔵置期間が長期となるものは特に存在を忘れがち。どのように在庫管理(蔵置期間管理)しているか。
- 保税蔵置場等のエリアを確認しているか。また、収容能力の増減に係る工事の場合、届出が提出されているか。



ご清聴いただき
ありがとうございました。



門司税関ご当地カスタム君